

年金委員制度のご案内

事業主の皆さまへ

年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたい年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『**職域型**』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

- ◆各都道府県の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）においても、毎年、全国年金委員研修会を開催しています。
- ◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は所属する会社名とともに、厚生労働省ホームページに掲載されます。

年金委員とは

年金委員とは、政府が管掌する厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

年金委員は、活動により『**職域型**』と『**地域型**』の2つに区分されます。『**職域型**』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『**地域型**』は自治会などの地域において活動していただきます。

〔**職域型**〕厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。平成30年3月末時点で、全国で約11万3千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。

年金委員は、『**職域型**』の場合は会社の事業主からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。

職域型年金委員の推薦にあたっては、原則として推薦時点において、現に厚生年金保険に関する事務の担当者あるいは過去に担当していたことがあるなど、一定期間の経験があり、年金制度について知識のある者とされています。

推薦の方法

職域型年金委員の推薦方法は、厚生年金保険の適用事業所の事業主が、「年金委員推薦書（職域型）」を管轄の年金事務所へ提出いただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

ぜひ年金委員の推薦をお願いします

※お問い合わせは、大手前年金事務所（06-6271-7301）（または、お近くの年金事務所）までご連絡をお願いします。

あなたの年金

簡単便利なねんきんネットで!

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます



【年金記録照会】で確認できること

- ◆ これまでの年金加入履歴
- ◆ 厚生年金加入記録
 - 資格取得・喪失年月日
 - お勤め先の名称
 - 標準報酬月額・標準賞与額 など
- ◆ 国民年金加入記録
 - 各月の納付状況 など

将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます

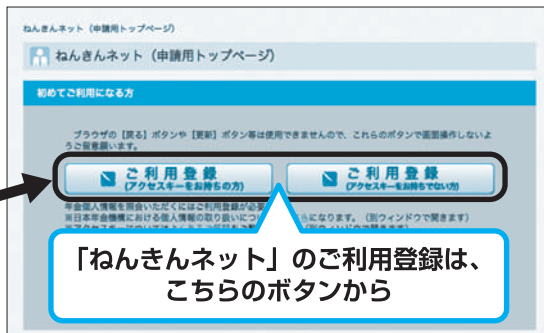
【年金見込額試算】で確認できること

- ◆ 現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算ができます。
- ◆ 今後の職業や収入を質問に答えて試算できます。
- ◆ 詳細な条件をご自身で設定して試算できます。
- ◆ 年齢ごとの年金の見込額
- ◆ 年金受給開始の年齢 など

平成30年3月から、機能を追加し、さらに便利になりました

- ◆ 共済組合等に加入していた記録についても「ねんきんネット」で確認することができます。
- ◆ 各種通知書について「ねんきんネット」から再交付申請を行うことができます。

年金手帳があればご利用登録はカンタン



「ねんきんネット」のご利用登録は、こちらのボタンから

その1

新規登録画面から**必要事項**を入力してください。

- ・アクセスキー ※1
- ・基礎年金番号 ※2
- ・氏名、生年月日、性別
- ・郵便番号、住所 など

その2

日本年金機構においてご本人様確認を行い、**ユーザID**をお届けします。 ※3

その3

ユーザID・パスワードを使用して「ねんきんネット」へ**ログイン**してください。

※1 アクセスキーをお持ちの方は、この番号を使用してお申し込みをいただくことで、即時にユーザIDを取得できます。アクセスキーは平成30年度「ねんきん定期便」などに記載されている17ケタの番号です。
 ※2 基礎年金番号は年金手帳などに記載されている10ケタの番号です。
 ※3 アクセスキーをお持ちでない方には、ご利用登録の日から概ね5日程度で「ねんきんネット」ユーザIDを記載したハガキをお送りします。

詳しくはWEBで!

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

スマートフォンでのご利用登録はこちら



ねんきんネット

検索

協会けんぽの平成29年度決算のお知らせ

平素より協会けんぽの取り組みにご理解をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、平成29年度の決算※(医療分)がまとまりましたのでお知らせいたします。

※国の特別会計との合算ベースの収支

協会けんぽ
平成29年度

決算

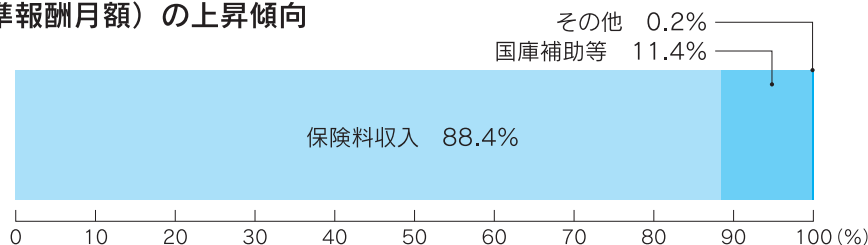
平成29年度決算(医療分)は、単年度収支で**4,486億円**の黒字となり、年度末の準備金残高は**2兆2,573億円**となりました。

収入のポイント

- 被保険者数の増加(前年度比+3.9%)
- 被保険者の賃金(標準報酬月額)の上昇傾向

収入

約9.9兆円

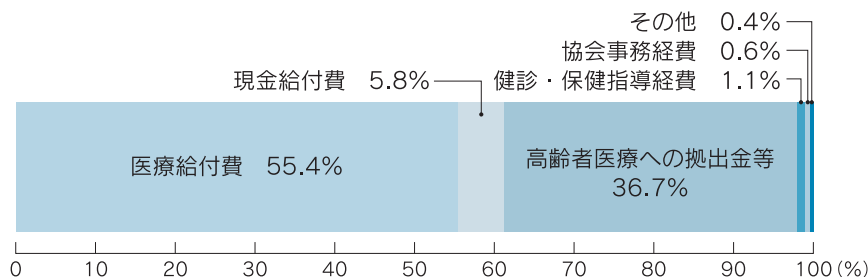


支出のポイント

- 加入者数の増加による保険給付費の増加(前年度比+2,366億円)
- 高齢者医療費の増加による、高齢者医療に係る拠出金の増加(前年度比+1,235億円)

支出

約9.5兆円



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい決算の内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

協会けんぽの財政状況の今後は？

平成29年度の収支差は4,486億円の黒字ではありますが、前年度と比べて500億円の減少となりました。収支差が前年度と比べて減少した要因は、保険料収入等の収入の増加に対し、保険給付費や拠出金等の支出の増加が上回ったことによるものです。

今後、保険料を負担する被保険者数が増えている一方で、高齢者医療に係る拠出金等についても増加が見込まれています。したがって、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという協会けんぽの赤字構造に加えて、高齢化の進展に伴う拠出金等の増加により、厳しい局面を迎えるものと考えられます。

健診受診率やジェネリック医薬品使用割合が上がると…健康保険料率が下がる!?

平成30年度より導入 インセンティブ制度について

インセンティブ制度は、5つの評価指標に基づき47都道府県支部をランキングづけし、上位過半数支部の保険料率を引き下げる新制度です。

どう評価
するの？

評価指標と皆さまにお願いしたいこと

1 特定健診等の受診率

事業主の皆さま

- 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。
- 協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の事業所は、健診結果データを協会けんぽへ提出してください。（40歳以上の協会けんぽ加入者分のみ）

加入者の皆さま

- 協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。
- 被保険者（ご本人）**→ 35歳以上の方は「生活習慣病予防健診」を
- 被扶養者（ご家族）**→ 40歳以上の方は「特定健康診査」を

2 特定保健指導の実施率

事業主の皆さま

勤務シフトに配慮した日程調整など、特定保健指導を受けやすい環境整備にご協力ください。

健診結果で「生活改善が必要」とされた方

特定保健指導を受けてください。

3 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導を受けている方

保健師等に相談しながら、最後まで中断することなく継続してください。

加入者の皆さま

日ごろからの健康づくりを心がけましょう。

4 要治療者の医療機関受診率

健診結果で要治療（再検査）の方

必ず医療機関を受診してください。

5 ジェネリック医薬品の使用割合

加入者の皆さま

病院や薬局等でお薬が処方される場合は、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。

インセンティブ制度導入のポイント

財源について

インセンティブの財源は、全支部から一律の保険料である「後期高齢者にかかる部分」に0.01%を上乗せして拠出することになります。ただし、新たな負担分は3年間で段階的に導入します。

インセンティブ制度導入の経緯について

政府において、これまで全保険者共通であった「後期高齢者支援金の加算・減算制度（※）」を見直したことにより、協会けんぽでは今年度から新たにインセンティブ制度を導入し、その実績を2年後の2020年度以降の各都道府県支部の保険料率に反映させることになりました。

※後期高齢者医療制度への支援金の割合を、各保険者の特定健診・保健指導の実施率によって決定する制度

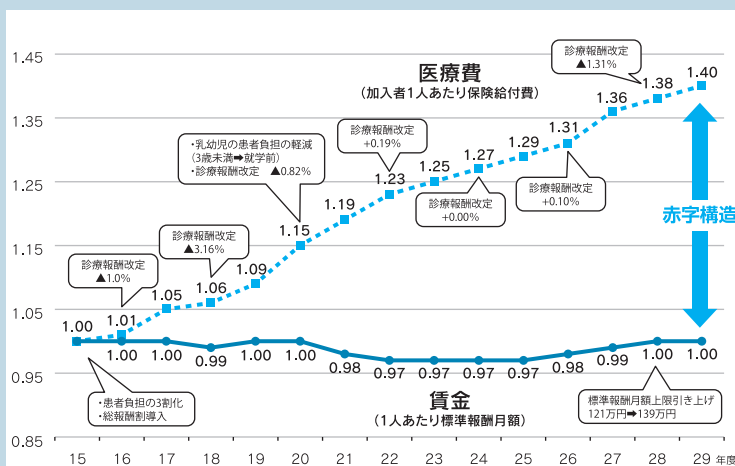
スケジュールについて

2018年度の取り組みが2020年度の健康保険料率へ反映されます

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
従来の保険料への上乗せ率				0.004%	0.007%	0.01%
評価指標の取り組み		→	→	→		
取り組み結果の評価			→	→	→	
健康保険料率への反映				→	→	→

データでみる 協会けんぽの財政

協会けんぽ加入者1人あたり医療費と賃金の伸び率



◆◆解説◆◆

左のグラフの数値は平成15年度を1とした場合の加入者1人あたりの医療費と賃金の伸び率を指数で表示したものです。

医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造は深刻化しています。

協会けんぽ大阪支部でも、医療費適正化に向けた取り組みをより一層推進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

社会保険事務説明会

【事業所の事務担当者の方を対象に説明会を開催します】

● 日程・テーマ等 平成30年11月20日(火)

- 【年金事務所の事務手続き(適用関係)】 講師:日本年金機構・大手前年金事務所
 - 【協会けんぽの事務手続き】 講師:全国健康保険協会大阪支部
 - 【年金の給付について】 講師:社会保険労務士 後藤田 慶子 氏
- <開催場所> 大阪府病院年金会館 (大阪市天王寺区六万体的町4-11)
- <開催時間> 13時30分~16時30分(途中休憩あり)
- <定員> 120名 1事業所1名様のお申し込みになります。

● 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

● 参加費用 無 料

● 申込締切 平成30年11月1日(木)必着

● 申込方法 (ア) 社会保険事務説明会 参加申込書(コピー可)

(イ) 宛先を明記した返信用はがき

(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

定員を超える申し込みがあった場合は、**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線

社会保険事務説明会 参加申込書

事業所名称		開催日
		平成30年11月20日
事業所所在地	〒 ー	
電話番号	()	
健康保険被保険者証 記号・番号	参加者氏名(フリガナ)	男・女

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

労務事務講習会

【事業所の事務担当者の方を対象に講習会を開催します】

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏・高田 千春氏

- テーマ・日程等 ①【年末調整の基礎を学ぼう】 平成30年11月28日(水)
～計算の実務～
- ②【労働基準法を知る】 平成30年11月30日(金)
～労務管理の基本的ルール～
- ③【労働基準法を学ぶ】 平成30年12月 7日(金)
～労務管理の確認と調査対応～

※テーマごとに1事業所1名様のお申し込みになります。(テーマごとにお申し込みください)

<開催場所> 大阪府病院年金会館 <大阪市天王寺区六万体的町4-11>

<開催時間> 13時30分～16時30分(途中休憩あり)

<定員> 各回120名

- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

- 参加費用 会員事業所の被保険者 無料
非会員事業所の被保険者 3,000円/1テーマ1名 (この講習会から入会希望の方は、無料となります)
非会員事業所の参加決定者には、郵便払込票を送付し、入金確認後、参加証を送付します。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

- 申込締切 ①11月28日開催分 11月 6日(火)必着
②11月30日開催分 11月 8日(木)必着
③12月 7日開催分 11月15日(木)必着

- 申込方法 (ア) 労務事務講習会 参加申込書
(イ) 2テーマ以上のお申し込みの場合は、申込書をコピーのうえテーマごとに申込書にご記入ください
(イ) 宛先を明記した返信用はがき(各テーマごとに1枚必要です)
(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線

労務事務講習会 参加申込書

事業所名称			会員番号(30- -)	
非会員の方の入会希望	ある ・ ない	連絡担当者名	非会員 ・ 不明	
事業所所在地	〒 -			
電話番号	()			
参加希望		開催日	(フリガナ) 参加者氏名	男・女
テーマ番号	テーマ(講習内容)			
		月 日()		

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

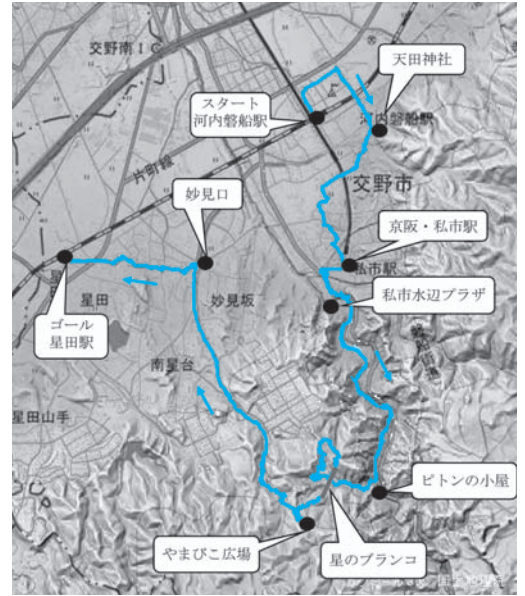
健康ウォーク

ウォーキングは体調をよくして健康になる効果があります。習慣としてウォーキングを続けると心肺機能を向上させたり、内臓を強くしたり、ストレスを減少させるなど精神状態の改善まで効果があるといわれています。また、ウォーキングは、酸素を取り入れながら運動する有酸素運動です。脂肪の燃焼を進めることから、ダイエット効果もあるといわれています。

ウォーキングを続けるためには、負担に感じることなく楽しみながら歩くことが大切です。ご夫婦や職場の仲間で景色を楽しみながらのウォーキングもいいですよ。

星のブランコから紅葉の木々

星のブランコは、全長280m・最大地上高50mの吊り橋で、人用の吊り橋としては関西では奈良県十津川村の谷瀬の吊り橋に次いで長い。吊り橋からは、ほしだ園地の森を眼下に望むことができる。さあ、みなさん交野の森で空中散歩を楽しみませんか。



- 主 催 大阪ウォーキング連合
- 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会
- 開 催 日 平成30年11月23日(金/祝) ※雨天決行
- 集合場所・時間 JR/学研都市線 河内磐船駅 午前10時00分集合
- コ ー ス 河内磐船駅→天田神社→京阪・私市駅→私市水辺プラザ→ピトンの小屋→星のブランコ→やまびこ広場→妙見口→JR・星田駅 } 約11km

※途中リタイアしていただいても構いませんので、お気軽にご参加ください。

- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。
※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。

- 参加費用 無料
参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。
【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】

- 携 行 品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装

お問い合わせ先 (一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

代表者勤務先名称 _____ 電話番号 () _____

勤務先住所 〒 _____

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主 催 大阪ウォーキング連合 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会